病院都合により個室（特別療養環境室）に入院した際の費用

相談内容

体の不調で緊急入院した際に、普通の病室（大部屋）に入ることを希望したが、病院から治療上の必要により「普通の病室では感染症の発症リスクがある」と言われて、普通の病室よりも料金が高い（保険外負担が生じる）個室に入ることになった。後日、個室の利用料を含んだ金額を請求されたが、自分から希望していないものを払わないといけないのか。

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、厚生労働省の通知によると、病院は、患者の自由な選択によらず、特別療養環境室（いわゆる差額ベット）に入院させた場合、同室と普通の病室の利用料の差額（差額ベット代）に係る費用を求めてはならないとされていることを説明し、詳しくは中国四国厚生局山口事務所に問い合わせるよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

厚生労働省は、入院時の個室などのように、療養環境の向上に対するニーズが高まりつつあることを受けて、病室の面積が１人当たり６．４㎡以上であること、病床ごとのプライバシーの確保を図るための設備を備えていることなどの要件を満たした特別療養環境室を保険医療機関に設置することを認めています。

差額ベット代は、保険診療の対象外となるため、保険医療機関は、一部負担金（自己負担）とは別にその費用を患者に請求することができます。

ただし、病院は、特別療養環境室に入院させる場合、入院希望患者に対して、設備や料金の説明をした上で、料金等を明示した文書（同意書）に患者側の署名を受ける必要があります。

また、病院は、次の場合には、差額ベット代を求めてはならないとされています。

①同意書による同意の確認を行っていない場合（同意書に料金が明示されていない場合も含む。）

②救急患者等であって、病状が重篤なため安静を必要とする患者、免疫力が低下し、感染症に罹患する恐れのある患者など患者本人の「治療上の必要」により、特別療養環境室に入院させる場合

③特別療養環境室以外の病室が満床であるため、同室に入院させた患者など、実質的に患者の選択によらない場合

なお、治療上の必要がある場合や病棟管理の必要がある場合など病院の都合によって特別療養環境室に入院した場合は、患者側が同意書に署名していたとしても、実際には患者側に選択の余地がなかったものとして、病院は、差額ベット代を請求してはならず、同意書を取ること自体に問題がある可能性があります。

詳しくは、中国四国厚生局山口事務所（電話０８３・９０２・３１７１）にお問い合わせください。

（令和６年 11 月 27 日　山口新聞に掲載）